

区における障害を理由とする差別に関する相談および対応状況について
(令和6年4月から令和6年9月)

- 1 練馬区に寄せられた相談件数 8件
(内訳) 相談窓口(※)の件数 1件
相談窓口以外での件数 7件

※相談窓口：障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

2 相談内容および対応状況

(1) 敬老館を利用する聴覚障害のある方からの問い合わせ。該当の敬老館では、抽選事業の落選や繰り上がり当選があった場合は、利用者に来館時に直接伝えるか電話で連絡をしている。当該利用者が繰り上がり当選になった際、何度か電話をしてもつながらなかったため、確認すると、耳が聞こえづらく電話だと着信が分からないとの事だった。今後の連絡方法について当該利用者に相談したところ、メールが良いとの申し出があった。
担当課は、当該利用者への事業の落選・繰り上がり当選・中止の連絡については、メールで対応することとした。

(2) 私立保育所へ通所する児童(2歳児)の保護者からの問い合わせ。当該児童は、令和6年5月から障害児認定を受けているが、保育士が加配されない状況があり、保護者から保育園への不安を訴えられた。園は、母を無視する行動も見られるようになり、母より転園を含めた相談を受けた。
担当課は、事業者へ指導を行い、改善を要求した。

(3) 知的障害のある方から、区が主催する会議の議事進行にあたりルビ付き資料の提供、資料内容事前説明について配慮の申し出があったため、申し出どおり対応した。

(4) 視覚障害のある方から、意見聴取事業の実施にあたり点字資料の提供、拡大文字資料作成について配慮の申し出があったため、申し出どおり対応した。

(5) 聴覚障害のある方から、生活に関する相談窓口において、会話でのコミュニケーションが難しい旨の申し出があったため、手話通訳者を配置したほか、コミュニケーションツール(UDトーク)で対応した。

- (6) 精神障害のある方から、生活に関する相談窓口において、心身の不調により声が出ない旨の申し出があったため、ホワイトボードを用いるなどして対応した。
- (7) 身体障害のある方から、障害雇用先の事業から早く退職するよう言われたり、無視をされたりしたとの申し出があった。
担当課は、本人の承諾を得て関係機関と情報共有を行った。また、対応後も就労支援機関が継続して支援を行っている。
- (8) 身体障害のある方からのお問い合わせ。説明を受けたり荷物整理したりする際、杖が不安定で不便なため、練馬区役所本庁舎の窓口や西武鉄道の券売機に杖ホルダーを設置して欲しいとの申し出があった。
担当課は、練馬区役所内の窓口に対応を依頼した。併せて、西武鉄道に対しても対応を依頼した。